

別添2

接続約款変更認可申請書

西設相制第000186号  
2020年3月9日

総務大臣  
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

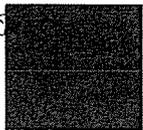
名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしや

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																													
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1)～(4) (略)	(略)	(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p>	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1)～(4) (略)	(略)	(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p>																
区 分	内 容																														
(1)～(4) (略)	(略)																														
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p>																														
区 分	内 容																														
(1)～(4) (略)	(略)																														
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア (略)</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</u></p>																														
<p>第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(50) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	備 考	(1)～(50) (略)	(略)	(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能		<p>第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(50) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	備 考	(1)～(50) (略)	(略)	(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	
区 分	備 考																														
(1)～(50) (略)	(略)																														
(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能																							
区 分	備 考																														
ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>																														
イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能																															
ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能																															
区 分	備 考																														
(1)～(50) (略)	(略)																														
(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td> <p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> </td> </tr> <tr> <td>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)																							
区 分	備 考																														
ア IP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)	<p>(ア) 協定事業者に係るIP通信網終端装置(ウ欄に定めるものを除きます。)の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p>																														
イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能																															
ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないものに限ります。)においてPPPoE接続を行うための機能(符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。)																															

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

※波下線部は、令和2年1月14日西設相制第12号にて認可申請中です。

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層 (レイヤ 1~2) 仕様については、2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4又は2. 1. 5のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R イン タフェース	IP v 4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	IP v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	IP v 4 / IP v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層 (レイヤ 1~2) 仕様については、2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4又は2. 1. 5のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R / E R インタフェ ース	IP v 4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとします。
	IP v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	IP v 4 / IP v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集別表 26.2

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv4 トンネル方式-10GBASE -LR インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

4.3に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.2

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv4 トンネル方式-10GBASE インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

スタティックもしくは4.3に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.4

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

4. 3項に規定するダイナミックルーティング

(略)

技術的条件集別表 26.4

I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 トンネル方式-10GBASE インタフェース)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

(略)

3.3 ルーティング方式

スタティックもしくは4. 3項に規定するダイナミックルーティング

(略)

# フレッツ光クロス(ISP接続方式がPPPoE方式であるもの)の提供時期について

2020年3月9日  
東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

- 当社は、フレッツ光クロス(ISP接続方式がPPPoE方式であるもの)の提供開始時期について、2021年4月を予定と貴省にご説明しておりましたが、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会の委員、貴省及び接続事業者からいただいたご意見等を踏まえ、以下のとおり、2020年10月より段階的な提供を行うこととします。

- ✓ 2020年10月より順次

宅内ルータを提供しない形態でフレッツ光 クロス(ISP接続方式がPPPoE方式であるもの)のサービス提供を開始(エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータを利用して、当社サービスを利用)

- ✓ 2021年2月

当社宅内ルータも含めた形態でフレッツ光 クロス(ISP接続方式がPPPoE方式であるもの)のサービス提供を開始(エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータ又は当社宅内ルータを利用して、当社サービスを利用)

〈参考〉段階的な提供に向けた当社取り組み

- ✓ サービスオーダー投入や保守等のシステム開発完了前に、暫定手運用の実施
- ✓ 開発リソースの集中による、開発工程や検証試験の短縮
- ✓ 当社が宅内ルータの開発に着手した後、通信機器ベンダより宅内ルータが市販されたことを踏まえ、宅内ルータを当社が提供しない形態のサービス提供を実施

- なお、西日本電信電話株式会社は2020年10月からの段階的な提供を予定しておりますが、東京都においては、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う特別保守期間中は構築の実施が困難であるため、東日本電信電話株式会社は2020年11月からの段階的な提供を予定しております。